

社会福祉法人柘形鳳翔会 個人情報保護に関する規程

平成20年6月1日制定

(目 的)

第 1 条 この規程は、個人情報個人の人格尊重の理念の下に慎重にと取り扱われるべきものであることにかんがみ、社会福祉法人柘形鳳翔会（以下「法人」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、法人の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの及び他の情報と容易に照合することができる、それにより特定の個人を識別することができるものをいう。

本人が死亡した後においてもその本人の情報を保存している場合及びその情報が同時に遺族等の生存する個人情報と関連がある場合には、個人情報と同様に扱う。

(2) 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

① 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの。

② ①に掲げるもののほか個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの。

(3) 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(4) 保有個人データ

法人が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。

(5) 本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(利用目的の特定)

第 3 条 法人は、個人情報を取り扱うに当たっては、利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない

- 2 法人は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第 4 条 法人は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

- 2 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合。
- (3) 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

(適正な取得)

第 5 条 法人は、適正かつ公正な手段によって個人情報を取得しなければならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第 6 条 法人は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合及び取得の状況からみて利用目的を明らかであると認められる場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

- 2 法人は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電子的方式・磁気的方式その他、人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下、この項において同じ)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合はその他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- 3 法人は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し又は公表しなければならない。

- 4 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
- (2) 利用目的を本人に通知し又は公表することにより法人の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合及び当該業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し又は公表することにより当該業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められた場合

(データ内容の正確性の確保)

第 7 条 法人は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めなければならない。

(安全管理措置)

第 8 条 法人は、取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データを安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(職員等に対する指導・監督)

第 9 条 法人は、その職員等に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該データの安全管理が図られるよう、当該職員等に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第 10 条 法人は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(第三者提供の制限)

第 11 条 法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合。
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合。
- (3) 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- (4) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し又は公表することにより当該業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

2 法人は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知りえる状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データの第三者に提供することができる。

- (1) 第三者に提供を利用目的とすること
- (2) 第三者に提供される個人データの項目
- (3) 第三者に提供の手段又は方法
- (4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

- 3 法人は、前項第 2 号又は第 3 号に掲げる事項を変更する場合は、変更について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
- 4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前 3 項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
 - (1) 法人が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合。
 - (2) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知りえる状態に置いている場合。
- 5 法人は、前項第 2 号に規定する、利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第 12 条 法人は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- (1) 法人及び施設若しくは事業の名称
 - (2) すべての保有個人データの利用目的（第 6 条第 4 項第 1 号から第 3 号までに該当する場合を除く。）
 - (3) 次項、次条第 1 項、第 14 条第 1 項又は第 15 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による求めに応じる手続。
 - (4) 法人が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先。
- 2 法人は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。
ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合。
 - (2) 第 6 条第 4 項第 1 号から第 3 号までに該当する場合。
- 3 法人は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的の通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開 示)

第 13 条 法人は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む、以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

- (2) 法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 他の法令に違反することとなる場合
- 2 法人は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(訂 正)

- 第14条 法人は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該、保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。
- 2 法人は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容等の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

(利用停止等)

- 第15条 法人は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第4条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第5条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明した時は、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときはこの限りでない。
- 2 法人は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第11条第1項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求めた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供を停止に代わるべき措置をとるときは、この限りでない。停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき
- 3 法人は、第1項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定したとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(相談・苦情の対応)

- 第16条 法人は、個人情報の取扱いに関する相談・苦情の適切かつ迅速な対応に努めなければならない。
- 2 法人は、前項の目的を達成するために個人情報相談窓口を設け、その他必要な体制の整

備に努めなければならない。

(個人情報管理)

第17条 法人は、個人情報の適正な管理を図るため法人に個人情報総括責任者、施設に個人情報管理責任者を置く。

- 2 個人情報総括責任者及び個人情報管理責任者は、個人情報の保護に関し、内部規程整備、安全対策及び教育を推進し、かつ周知徹底することを任務とする。
- 3 個人情報総括責任者及び個人情報管理責任者は、この規程に定められた事項を遵守するとともに、個人情報の取得、利用、提供又は委託処理につき、職員等にこれを理解させ、遵守させなければならない。
- 4 個人情報総括責任者及び個人情報管理責任者は、個人データの安全管理措置について定期的に点検し、見直しや改善を行わなければならない。

(緊急事態への準備)

第18条 法人は、緊急事態の特定手順及び対応手順を策定するとともに、個人情報漏えい、滅失又はき損が発生した場合には、個人情報の保護に配慮しつつ、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 当該漏えい、滅失又はき損が発生した個人情報の内容を本人に速やかに通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くこと。
- (2) 二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り事実関係、発生原因及び対応策を、遅滞なく公表すること。
- (3) 事実関係、発生原因及び対応策を関係機関に直ちに報告すること

(教育)

第19条 法人は、法人の業務に従事する職員等に対し、個人情報にかかる個人の権利保護の重要性を理解させ、かつ、個人情報にかかる安全管理の適性で確実な実施を図るため、継続的かつ定期的に教育を行うよう努めなければならない。

(委任)

第20条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は理事長が定める。

付 則

1. この規程は、平成20年6月1日より施行する。